スポーツエールカンパニー2025募集要項

1. 事業の趣旨

スポーツ基本法において、スポーツは、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされており、スポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められています。

このため、スポーツ庁では国民のスポーツ実施の促進に向けて「Sport in Life プロジェクト」に取り組み、その趣旨に賛同する地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等と連携・協働してコンソーシアムを形成して、多様な形で国民へ広くスポーツ機会の提供を推進しています。

現在、成人の週1回以上のスポーツ実施率は 52.0%にとどまっており、特に、20 代から 50 代のスポーツ実施率が低くなっています。このため、これらの"働き盛り世代"が一日の大半を過ごす職場において、スポーツに親しむきっかけづくりを進めていくことが重要です。

そこで、スポーツ庁では、従業員の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組を実施している企業を「スポーツエールカンパニー」として認定します。

また、認定された企業の取組を広く周知することで、従業員の健康管理を考え戦略的に 取り組んでいる企業の社会的評価の向上を図ります。

※第3期スポーツ基本計画(令和4年度~8年度)においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上の運動・スポーツ実施率」を用いて評価することとしています。

2. 申請対象

国内に本社又は事業所が所在し、本制度に係る申請書提出時に、Sport in Life コンソーシアムに加盟申請をしている企業を対象とします(同時提出可。既に Sport in Life コンソーシアムに加盟いただいている場合、コンソーシアム加盟の申請は不要です。)。

本制度における「企業」とは、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、地方公共団体等を含むものとします。

※Sport in Life コンソーシアム加盟申請方法 (https://sportinlife.go.jp/consortium/join/)

3. 申請について

以下の WEB フォームにて必要事項を記入の上、申請を行っていただきます。

【スポーツエールカンパニー2025 認定申請 受付フォーム (smp. ne. jp)】

(https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nhpi-ljlame-23fc08a50f4a599c222cc2fdf976026e)

4. 認定要件

本制度に申請を行い、「スポーツエールカンパニー」として認定されるためには、従 業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であり、その取 組及び企業が以下の(1)~(6)を全て満たす必要があります。

- (1) 取組の対象が特定の従業員にとどまらず、企業、事業所等全体で推進している取 組であること
- (2) 経営者等の理解を得て、企業、事業所等内部の取組が明確化されていること
- (3) 取組が企業、事業所等内部において周知されており、取組実績があること
- (4) 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- (5) 労働関係法令等が遵守されていること
- (6) 暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該 当する者がいないこと

なお、財務状況の極度の悪化、金融商品取引法等における重大な法令違反、役職員による犯罪行為等、社会通念上、認定にふさわしくない企業であると判断された場合は、

(1)~(6)の条件を満たしていても、認定を受けられない場合があります。

想定される取組としては、以下のような例が挙げられます。

- 朝や就業中の体操・ストレッチ時間の設定など従業員への運動機会の提供
- ・階段利用の推進や徒歩通勤、自転車通勤の推奨など通勤時の奨励策
- スタンディングミーティング、スタンディングワークの実施
- ・昼休みにエクササイズを行い、定期的なセルフチェックにより身体機能を評価
- ・終業後、休日などの地元のスポーツイベントや企業運動会への参加
- その他、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組

(注意事項)

スポーツエールカンパニーの認定は、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組が対象となります。従業員のスポーツ観戦を支援する取組や、スポーツ団体やアスリート大会を支援している等の取組については対象となりませんので、御注意ください。

- 5. 従業員の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上の企業 従業員の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上の企業には、+(プラス)の呼称 を付与します。
- 6. 通算して5回以上認定を受ける企業 通算して5回以上認定を受ける企業(以下、「通算認定企業」という。)には、認定

回数等に応じて以下のとおり認定マークの色及び呼称を付与します。

- (ア)認定回数5回~6回:Bronze(ブロンズ)
- (イ)認定回数7回~9回:Silver (シルバー)
- (ウ) 認定回数 1 0 回以上: Gold (ゴールド)
- (エ)上記(ア)~(ウ)の企業のうち、上記5に該当する企業:+(プラス)

7. 申請先等

(1) 申請先

以下の WEB フォームにて必要事項を入力し、申請をお願いいたします。

【スポーツエールカンパニー2025 認定申請 受付フォーム (smp. ne. jp)】

(https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nhpi-ljlame-23fc08a50f4a599c222cc2fdf976026e)

※申請に関するお問い合わせは、メールでご連絡をお願いいたします。

メールアドレス: <u>info@sil100.com</u>

(2) 入力事項・提出書類

上記のWEBフォームより、主に団体の情報と取組内容について入力してください。 ※WEBフォームは、入力途中での一時保存ができません。認定申請下書きシート (excel)を用意していますので、必要に応じてご利用ください。※取組内容が分かる社内資料(研修資料、社内アンケート、写真等)があれば、可能な限り添付してください。

※取組を進める中で得られた効果(健康診断の有所見者数の減少、健康を意識するようになった従業員の増加、職場のコミュニケーションの促進等)が分かる資料があれば、可能な限り添付してください。

※プラス認定を申請する場合は、「従業員の週 1 回以上のスポーツ実施率が 70%以上」であることを示す資料の提出が必須となります。 (書式は任意)従業員のスポーツ実施率を確認するにあたり、参考となるアンケート項目及び根拠資料案を作成しておりますので、必要に応じてご利用ください。

※提出された社内資料や取組紹介文、写真等については、企業認定発表の際や取組 事例としてスポーツ庁 HP 等での使用が可能なものとしてください。

8. 提出期限

2024年10月31日(木)

9. 認定審査について

スポーツエールカンパニー認定制度実施要項及び実施細則に基づき審査を行い、委員会の意見を踏まえ、「スポーツエールカンパニー2025」として認定します。認定企

業の決定は 12 月下旬の予定です(認定期間は 2025 年 12 月まで)。

- ※審査に当たり、追加資料の提出、説明及びヒアリング等を依頼する場合があります。
- ※審査の経緯や内容は非公開とします。お問合せいただいても一切お答えできません。
- ※申請書類の記載内容が事実と異なっていることが判明した場合は、発表後であっても 認定を取り消し、又は留保します。

10. スポーツエールカンパニーの公表等

スポーツエールカンパニーの企業名をスポーツ庁ホームページ等において公表し、認 定証と認定マーク等を交付します。

※認定証は「スポーツエールカンパニー2025 認定申請 受付フォーム」に記載された内容で交付します。再交付は難しい場合がありますので、名称、住所等に誤りの無いよう御注意ください。

11. その他

- (1)申請内容等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を順守します。
- (2) 御提出いただいた個人情報は、株式会社 JTB コミュニケーションデザインがスポーツ庁健康スポーツ課との委託契約に基づき保管・利用等を行います。
- (3) 認定後、スポーツエールカンパニー認定制度やスポーツ実施による企業及びその 従業員への効果に関するアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合があり ますので、御協力ください。
- (4) 認定の根拠となった取組及びスポーツエールカンパニー認定の事実について、積極的な情報発信に努めてください。
- (5) 2022年6月より、ハローワークの求人票等(ハローワークインターネットサービス)に表示できる PR ロゴマークにスポーツエールカンパニーが追加されました。これにより、従業員の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組を実施している企業であることを更に広く PR できるようになりました。ぜひ御活用ください。

12. 問合せ

Sport in Life コンソーシアム/スポーツエールカンパニー 2 0 2 5 申請・制度に関する問合せ

Sport in Life 運営事務局スポーツエールカンパニー担当

メールアドレス: <u>info@sil100.com</u> 募集期間専用電話: 070-3601-5432

※平日:10:00~18:00

※留守番電話・応対自動メッセージは対応ございません。あらかじめご了承ください。